

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 49 IFRS の適用要件

10月28日に内閣府令70号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公表されました。

当該改正により、IFRS 任意適用の要件が緩和され、この結果、IFRS の任意適用が可能な会社の範囲が拡大されています。

改正後の連結財務諸表等規則（以下、規則）では、従来、要求されていた以下の2つの要件が削除されています。

- ・上場会社であること
- ・外国に資本金の額が20億円以上の連結子会社を有するなど国際的な財務活動又は事業活動を行っている会社であること

この結果、IFRS の任意適用が可能な会社の要件は以下の2点になりました（規則 第1条の2）。

1. 有価証券報告書において連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みに係る記載を行っていること
2. 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること

これらは、IFRS に基づいた財務報告を行うための本質的な適格要件であるといえます。

ここで、要件1で言うところの、「特段の取り組み」とは具体的にはどのような取り組みを指すのでしょうか。

IFRS は、原則主義の下、原理原則のみを規定しています。

このため、具体的な会計処理方法については、各企業が、それぞれの実情等に応じて、会計指針（マニュアル）等として具体化し、その適正性を客観的に説明することができる体制を整える必要があります。

ポイントは、

『IFRS による財務報告を支える体制を整備し、社内の会計処理等のマニュアルを定め、適切に運用していくこと』です。

「特段の取り組み」については、企業内容等開示ガイドラインの 5-20 項において、次のように規定されています。

（１）会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備（会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加）

（２）指定国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会や特別に設置するタスクフォース等）の設置

(2013/12/9 号より)